

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	豊中市立地域共生センターの使用承認		
根拠法令及び条項	豊中市立地域共生センター条例第 3 条		
所管部課（室）係名	福祉部地域共生課		
審 査 基 準	関係条項	同条例第 4 条 豊中市立地域共生センター条例施行規則第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条	
	基 準	<p>1. 次の各号のいずれかに該当しないこと。（同条例第 4 条）</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が適当でないと認めるとき。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	昭和 34 年 4 月 12 日設定（令和 3 年 4 月 5 日最終変更）	
	標準処理期間	総日数	即日
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間	なし
		処分期間	即日
	設定等年月日	昭和 34 年 4 月 12 日設定（令和 3 年 4 月 5 日最終変更）	
備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		豊中市立地域共生センター使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市立地域共生センター条例第 6 条
所管部課（室）係名		福祉部地域共生課
審査基準	関係条項	豊中市立地域共生センター条例施行規則第 13 条
	基準	1. 公用若しくは公益事業のために使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるとき。(同条例第 6 条)
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 34 年 4 月 12 日設定 (令和 2 年 12 月 22 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 即日
標準処理期間	内訳	経由期間 なし 処分期間 即日
	設定等年月日	昭和 34 年 4 月 12 日設定 (令和 2 年 12 月 22 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		火葬場使用承認
根拠法令及び条項		豊中市立火葬場条例第 3 条
所管部課（室）係名		福祉部地域共生課
審 査 基 準	関係条項	墓地、埋葬等に関する法律第 3 条、豊中市立火葬場条例第 4 条
	基準	<p>1. 使用日時において、死亡又は死産後二十四時間を経過していること。</p> <p>2. 申請の内容が、豊中市立火葬場条例第 4 条に該当しないこと。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 28 年 5 月 20 日設定（平成 28 年 5 月 20 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日
	内訳	
	設定等年月日	平成 28 年 5 月 20 日設定（平成 28 年 5 月 20 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		火葬場使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市立火葬場条例第7条第2項
所管部課(室)係名		福祉部地域共生課
審査基準	関係条項	
	基準	1. 生活保護による保護を受けている者等。 2. 市長が、特別の理由があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 即日
	内訳	経由期間 なし 処分期間 即日
	設定等年月日	平成31年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
備考		